

浜松市公告第 130 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成 29 年 2 月 13 日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

杏林堂薬局白羽店  
浜松市南区白羽町 737

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 8 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 9 時 45 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時 30 分～午後 9 時 15 分

(変更後) 午前 8 時 30 分～午後 10 時 00 分

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 6 時～午後 6 時

(変更後) 午前 6 時～午後 10 時

3 変更する年月日

平成 29 年 2 月 1 1 日

4 変更する理由

店舗運営変更のため

5 届出年月日

平成 29 年 2 月 10 日